

幼保連携型認定こども園 榛東北部こども園 重要事項説明書

支給認定保護者が利用しようと考えている特定教育・保育について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。分からぬこと、わかりにくいくことがあれば、遠慮なくご質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「榛東村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年榛東村条例第22号）」に定める第2章「特定教育・保育施設の運営に関する基準第5条」の規定に基づき、特定教育・保育の提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 事業者の運営主体

法人の名称	社会福祉法人榛正会
法人の所在地	北群馬郡榛東村長岡 1109 番地
法人の電話番号・FAX	TEL 0279-54-2900 FAX 0279-20-5021
代表者氏名	理事長 小川 正彦
設立年月日	平成21年3月2日

2. 特定教育・保育を提供する施設について施設の概要

（1）施設の所在地等

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	榛東北部こども園
所在地	北群馬郡榛東村長岡 1109 番地
電話番号・FAX	TEL 0279-54-2900 FAX 0279-20-5021

（2）施設の運営の方針

運営の方針	理念:子どもの人権を尊重し、地域社会との交流を図るとともに、より質の高い幼児教育・保育を目指す。 基本方針 ・ひとりひとりの個性を生かし、心もからだも健やかに育てる。 ・ゆったり、たくましく、いのちを大切に、生きる力とやさしさを育む。 ・家庭や地域社会と連携を図り、保護者の協力のもとによりよい子育てをすすめる。 ・地域における子育て支援のために、乳幼児などの育児に関する相談に応じ、社会的役割を果たす。
-------	---

（3）開園日

開園日	区分	開園曜日
	1号認定	月曜～金曜日
	2号・3号認定	月曜～土曜日

(4) 開園時間・保育時間

開園時間・保育時間	区分	月曜～金曜日	土曜日
	開園時間	午前7時～午後6時	午前7時～午後6時
	保育時間	午前8時～午後4時	午前8時～午後4時
	共通利用時間	午前9時～午後2時	

(5) 延長保育、預かり保育提供可能な日と時間帯

時間帯	区分	月曜～金曜日	土曜日
	教育標準時間	午後2時～午後4時	午前8時～午後4時
	保育標準時間	午後6時～午後7時	午前7時～午後7時
	保育短時間		

(6) 閉園日・開園時間の短い日

内容	期間・時間	備考
年末年始	12月29日～1月3日 (日曜を含む場合は、日にちが変わります)	全園児
教育時間設定 除外日	学年始め休業日（4月1日～入園式前日） 夏季休業日（8月中旬希望保育期間） 冬季休業日（12月下旬～1月初旬希望保育期間） 学年末休業日（3月下旬希望保育期間）	1号認定
土曜・日曜行事 開催に伴う振替休日	保育参加 6月中旬 夏祭り 7月中旬 お泊り保育（年長児） 8月下旬 運動会 10月中旬 クリスマスの集い 12月中旬	1号認定児は、左記行事実施後の原則月曜日は振替休日となりますが必要に応じて預かり保育を実施します。

(7) 職員体制

園長	小川 みや子
----	--------

職 員	員 数
園長	(常勤) 1名
副園長	(常勤) 1名

主幹保育教諭	(常勤) 2名	
保育教諭	(常勤) 12名	(非常勤) 5名
看護士	(常勤) 1名	
栄養士	(常勤) 1名	
調理員	(常勤) 2名	
事務	(常勤) 1名	
公仕	(常勤)	(非常勤) 1名
支援員	(常勤) 1名	
園医	(常勤)	(非常勤) 2名
園薬剤師	(常勤)	(非常勤) 1名

※教諭等の人数は、園児数等により変動することがあります。(R6.9.1 現在)

3. 提供する特定教育・保育の内容・費用・入園児の書類等

(1) 提供する特定教育・保育の内容について

項目	時間	内容
基本の特定教育・保育	午前 7時00分 午前 8時00分 午前 9時00分 午前 9時30分 午前 11時30分～ 午後 1時00分 午後 2時00分 午後 3時00分 午後 4時00分 午後 6時00分	登園開始 (早朝保育) 登園開始 (保育短時間) 自由遊び 登園 (教育標準時間) クラス別教育・保育開始 おやつ (未満児のみ) 昼食 午睡 クラス別教育終了 おやつ お迎え (保育短時間) お迎え (保育標準時間)
延長保育・預かり保育	午後 2時00分 午後 3時00分 午後 4時00分 午後 6時00分 午後 7時00分	預かり保育開始 (1号認定) おやつ お迎え 延長保育開始 お迎え (最終)

保育内容(外部講師等)	毎月 1 回 毎月 2 回 年間 4 回	ゆうあいピック <年長児> 英語で遊ぼう <年長・年中・年少児> 体育教室 <年長・年中・年少児>
主な年間行事	4 月 5 月 6 月 7 月 8 月 9 月 10 月 11 月 12 月 1 月 2 月 3 月	入園式 親子旅行 <年中・年少児> 上野動物園親子旅行 <年長児> 父母参加 七夕コンサート・夏祭り お泊り保育・ぶどう狩り おだんごパーティー 運動会・園外保育 乗馬教室・りんご狩り 生活発表会 <年長・年中・年少児> クリスマスの集い 初詣・保育参加 <未満児> 節分・お餅つき・茶道教室 ひな祭り・なかよし遠足・卒園式
その他の便宜の提供		アレルギー除去食

保育短時間の方は、8:00～16:00 の間で利用できます。

(2) 保育料・実費徴収金について

保育料等	金額	備考
保育料 (0, 1, 2 歳児)	無償	
給食費 (3, 4, 5 歳児) 1 号子どもに係る給食費	5, 900 円	月額 主食代 1, 000 円 副食費 4, 900 円
給食費 (3, 4, 5 歳児) 2 号子どもに係る給食費	5, 900 円	月額 主食代 1, 000 円 副食費 4, 900 円
預かり保育料 (1 号認定児)	2, 000 円	月額
実費徴収金	金額	備考
保護者会費	500 円	月額
絵本代	500 円程度	月額 (各クラスによって異なります)
親子旅行代	実費	親子旅行月の徴収
送迎バス代	2, 500 円	月額 (バス送迎希望園児)

① 実費徴収分及び預かり保育料 (1 号認定児) は、毎月 27 日 (金融機関休業日の

場合は、その翌営業日）に口座振替を行います。引落不能の場合には、現金での納入となります。

② 臨時で集金する場合には、前もってご連絡致します。

（3）障害児の受入れ体制について

障害のある園児の受入れに際しては、教育・保育の方法について保護者の方とともに十分な話し合いを持たせていただき、最善のあり方を検討して参ります。療育手帳や障害者手帳をお持ちの場合は、必ずご提示ください。

（4）入園・進級時の提出書類

入園・進級時には、以下の書類を提出して頂きます。

- ① 家庭調査票
- ② 緊急時連絡先
- ③ その他、園が必要とする書類

4. 職員の禁止行為

本園の職員は、次の行為は行いません。

- ① 在園児への虐待・暴力行為
- ② 医師からの指示・保護者の同意を得ていない医療行為
- ③ 特定の在園児への特別扱い（身体に障害がある等の理由がある場合を除く）
- ④ 職員の施設内での飲酒・喫煙
- ⑤ 在園児又は保護者等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- ⑥ また、園児の人権の擁護・虐待の防止等のため、虐待防止に関する背責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	園長 小川 みや子
-------------	-----------

5. 提供する特定教育・保育の内容

- （1）特定教育・保育の実施ごとに、実施日内容を記録し保管するとともに、日々の連絡帳等で保護者等へお伝えすることで確認を受けることとします。
- （2）記録は、卒（退）園後、5年間保存します。
- （3）保護者は個人情報等を除いて、保存される保育記録の閲覧及び複写物（複写する場合は、複写に係る実費を請求させて頂きます）の交付を請求することができます。

6. 学校医・嘱託医

医療機関の名称	榛東わかばクリニック
医院長名	院長 中沢克彦

所在地	群馬県北群馬郡榛東村山子田 1369-1
電話番号	0279-20-5531

7. 学校歯科医・嘱託歯科医

医療機関の名称	あおば歯科医院
医院長名	院長 高橋 克幸
所在地	群馬県北群馬郡榛東村新井 1223-1
電話番号	0279-25-8820

8. 緊急時における対応方法

教育・保育中に園児の状況に急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに提携医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、保護者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【管轄する消防署】

消防署名	渋川広域消防本部 渋川消防署南分署
所在地	群馬県北群馬郡榛東村山子田 47-2
電話番号	0279-54-2064

【管轄する警察署】

警察署名	渋川警察署榛東駐在所
所在地	群馬県北群馬郡榛東村新井 1737-1
電話番号	0279-54-6410

9. 非常災害対策

火災や大規模な地震などの非常災害の場合は、別途定められた避難マニュアルに従い、迅速に園児を避難させます。指定緊急避難場所は、しんとう総合グランド、榛東村立北小学校、榛東村立南小学校、榛東村立榛東中学校になります。指定一般避難場所として、榛東北部こども園も災害発生時に被災者が一定期間避難生活を送るための施設となっています。

防火管理者	小川 正彦
消防計画届出年月日	令和6年4月9日
避難訓練	4月、5月、6月、11月、1月、2月、3月（火災） 7月、9月、10月、12月（地震） 7月、12月（不審者） 8月（水害） 避難及び消化を想定した訓練を月1回実施します。
防災設備	消火器、火災報知器を備えています。
避難場所	榛東村立北小学校
緊急時の連絡手段	専用メールでの情報提供

10. 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	森田 和枝	主幹保育教諭
相談・苦情解決責任者	小川 みや子	園長
第三者委員	小貫 広子	090-9388-1899
		主任児童委員
	小池 香織	0279-51-9819
		主任児童委員

【要望・苦情等への対応方法】

※直接受付以外でも、電子メールや玄関に設置してある苦情相談B O Xでも受け付けておりますので、ご利用ください。電子メール（アドレスはホームページに掲載）

1.1. 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	(1) 東京海上日動火災保険株式会社（賠償責任保険） (2) 群馬県保育所等入所児死亡共済金
保険の内容	(1) 施設の欠陥、管理、又は保育教諭の指導監督上のミス等により、乳幼児または他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損、汚したりした場合に、施設管理者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払う制度です。 (2) 保育所等の入所児が事故に遭い死亡した場合に、共済会員である保育所等に対し、事故の見舞い及びその他事故の対応に要する費用にあてるための金員を支給することによって、事故に対する保育所の迅速な対応を促進しようとする制度です。
保険金額	(1) 園賠償責任保険・追加被保険者特約 (施設賠) 対人 1名・1事故 10億円 対物 1事故 1,000万円 (生産物賠) 対人 1名・1事故・期間中 10億円 対物 1事故・期間中 1,000万円 漏水事故補償 社会福祉充実計画に基づく事業の賠償責任 1,000万円 免責金額 なし 初期対応費用特約 ①見舞金費用：1名 10万円限度 (但し、園児死亡の場合 1名 100万円限度) ② 初期対応費用（見舞金費用以外）：1事故 10万円限度 免責金額 なし ③ ①②共通 1事故 1,000万円限度 その他補償 特定感染症対応費用特約、管理財物補償特約、 人格権侵害補償特約、園児団体傷害保険 (2) 共済金の支給は、入所児が死亡する事故に遭い、当該入所児の入所する共済会員の設置主体である法人又は所長が当該入所児に対し見舞金及びその他事故の対応に要する費用を支払う場合に支給する。 (活動中の事故の場合) 第4条 活動中の事故の場合、共済会員である保育所等に支給する本件共済金は、入所児一人あたり400万円を上限とする。その額は、共済会員の意向をもとに第12条で定める運営委員会において決定する。ただし、初回共済金は、100万円以内とする。 2 前項の支給対象は、事故発生日から1年以内に死亡した場合のみとする。 3 第1項に基づく本件共済金は、一事故に対し800万円を支給限度とする。

	<p>(活動外の事故の場合)</p> <p>第5条 活動外におきた事故の場合、共済会員である保育所等に支給する本件共済金は、入所児一人あたり10万円を上限とする。その額は、共済会員の意向をもとに第12条で定める運営委員会において決定する。</p> <p>2 前項の支給対象は、事故発生日から1年以内に死亡した場合のみとする。</p> <p>3 第1項に基づく本件共済金は、一事故に対し50万円を支給限度とする。</p>
--	---

12. 個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供にあたって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合や小学校、他の教育・保育施設など、地域子育て支援事業を行う者、その他の機関を除き、保護者さまの同意を得ずに第三者に提供することはありません。

13. その他保護者に説明すべき事

- ・健康促進法に基づき、当園の敷地内はすべて禁煙です。※電子タバコ等も含みます。
- ・園を利用される方の思想、信仰は自由ですが、他に園を利用される方に対する宗教活動、政治活動及び営利活動、その他勧誘などはご遠慮下さい。